

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）  
（環境保全課）

一 改正の要旨

排水基準を定める省令の一部改正により、トリクロロエチレンの排水基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年十月二十一日